

拠出型企業年金保険

ご加入のおすすめ

個人年金共済制度

ゆとりある老後設計のために !!



浜松商工会議所の会員に提供する

個人年金共済制度の特長

① 割安な掛け金で大きな給付

浜松商工会議所としてのご契約ですので、スケール・メリットが享受でき、割安な掛け金で大きな給付が得られます。

② 積立は安全・確実

掛け金は安全・確実に運用され、年金受給権取得前に脱退された場合でも、脱退一時金が受け取れます。

(ただし、月払・一時払の払込方法別や加入者証別などによる一部脱退は、一切取扱いません。既加入の全てについて脱退扱いとなります。)

③ 予算にあわせて掛け金額は自由

月払5口（5,000円）以上ならば自由に掛け金額を決められます。

また、ご希望により、一時払による給付買増も年2回可能です。

④ 増え続ける年金

6年目から毎年基本年金額が増加しますので、物価の変動にも対応できます。

(年金額の増加は保証期間中に限ります。)

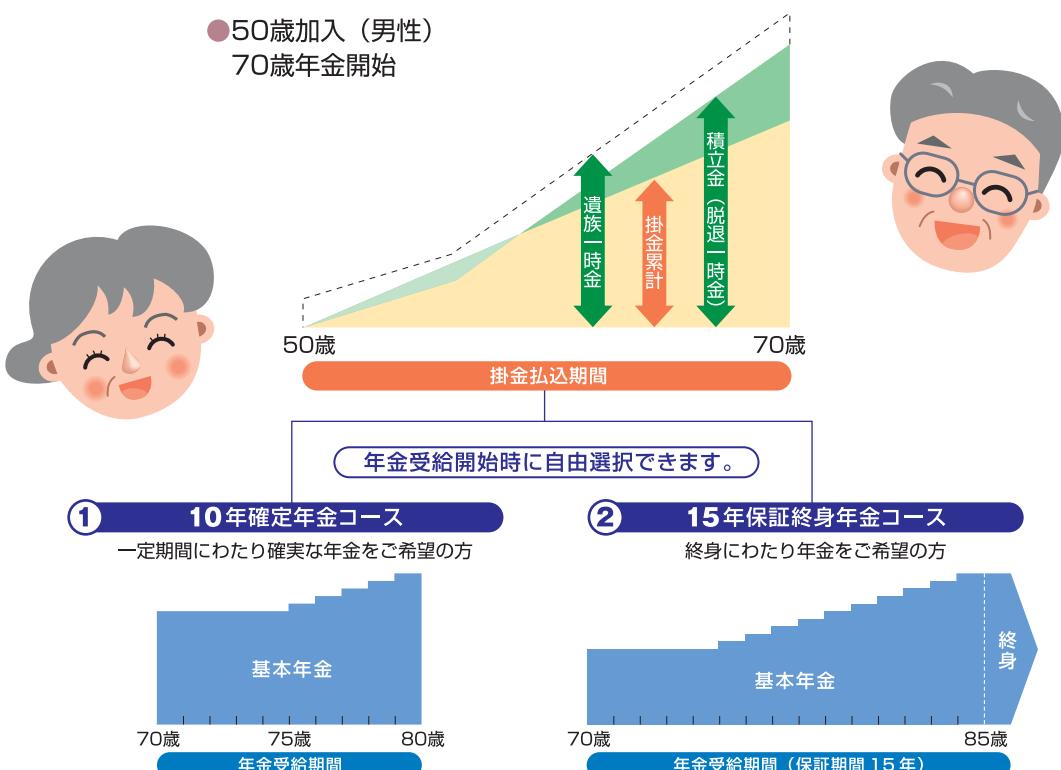
⑤ 年金開始時期は自由

満70歳になられたとき、または、加入10年以上経過し、満60歳以上で脱退されたときに年金の支払が開始されます。

⑥ 年金コースは自由選択

年金受給開始時に①10年確定年金②15年保証終身年金のいずれかを自由に選べます。

仕組図（イメージ）



※基本年金

年金受給開始時点の積立金をもとに計算された年金額であり、年金月額は6年目より（15年保証終身年金コースの場合は保証期間中）毎年当初年金額の1%ずつ増加していきます。

ゆとりある老後設計



ご加入に際して

①加入資格

浜松商工会議所会員事業所の事業主および役員・従業員で、満15歳以上満65歳未満の方。ただし、現在健康で正常に勤務されている方。

(満70歳まで継続いただけます。)

※当所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、すみやかに脱退手続きをお取りください。

②加入日（新規・増口）

毎月20日までにお申込みの場合……………翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込みの場合……翌々々月1日

※一時払の加入日は年2回、1月1日と9月1日です。

③掛金と加入口数

月 払 1口 1,000円で 5口以上

一時払 1口 100,000円で100口限度

(一時払のみの加入はできません。)

掛金は加入者負担です。（掛金は加入者名義の口座より振替します。）

掛金にはそれぞれ3%（月払）、1%（一時払）の制度運営事務費が含まれています。

お申し出により、掛金の増口ができます。また、次の事由がある場合には、月払掛金の一部払込中止を取扱います。この場合、払込中止口数分の積立金は払い出しません。払込掛金額のみ減少させることとし、積立金は脱退時にお支払いします。

①災害 ②疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）

⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他掛金の払込が困難な場合

④掛金のお振込み方法

掛金は取扱金融機関の口座より、毎月22日に自動的に振替えられます。（ただし、休日の場合は翌営業日）

ご加入後、口座振替ができなかった場合は、翌月に2カ月分振替させていただきますが、更に振替ができなかった場合は、加入不成立または脱退として取扱いますのでご注意ください。

一時払の掛金は、7月20日までにお申込みの場合：8月22日に、11月20日までにお申込みの場合：12月22日に振替られます。（ただし、休日の場合は翌営業日）

⑤掛金の収納

掛金の収納事務は、集金代行会社の日本システム収納株に委託していますので、収納関係の諸通知は、日本システム収納株の名義となります。

⑥受取人

加入者本人とします。ただし、遺族一時金の受取人は、労働基準法施行規制第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

給付の種類（重複しては支払われません）

①10年確定年金

加入期間10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき。

加入者の生死にかかわらず10年間年金が受け取れます。

②15年保証終身年金

加入期間10年以上かつ満60歳以上で年金受取の開始を希望されたとき。

加入者が生存されている限り、終身にわたり年金が受け取れます。

15年の保証期間中に死亡された場合は、残存保証期間遺族に年金が支払われます。

※年金のお支払いは、年4回（3、6、9、12月）3カ月分をとりまとめて支払われます。ただし、初回お支払い時には脱退日によって1カ月分、2カ月分が支払われる場合がございますので、ご了承ください。

※加入期間10年未満でも満70歳に達した方は年金の受給資格が得られます。将来の年金支払にかえて一時金の請求をされた場合には、残存保証期間の未支払年金現価相当額を一時金としてお支払いします。

③脱退一時金

年金受給権取得前に脱退されたとき、脱退一時金をお支払いします。

④遺族一時金

積立期間中に死亡されたとき、遺族一時金をお支払いします。

※遺族一時金は死亡時の積立金額に月払の加入1口について1,000円が加算されます。積立金額や年金額は、別途「浜松商工会議所の個人年金共済制度 給付額試算表」を必ずごらんください。

参考資料

税法上のお取扱い

- **掛金** …… 加入者が負担した掛け金より制度運営事務費を控除した額が個人年金保険料控除の対象となります。ただし、年齢満60歳以上で加入された方は、一般の生命保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)
- **脱退一時金** …… 一時所得となります。
(所得税法第34条、同法施行令第183条)
- **遺族一時金** …… 相続税の対象となります。法定相続人数×500万円までの範囲内は非課税です。
(相続税法第3条・第12条)
- **年金** …… 雜所得となります。
(所得税法第35条、同法施行令第183条)

※記載の税務取扱は平成18年1月現在の税制にもとづくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

この制度は、浜松商工会議所が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。(制度発足日 昭和61年7月1日)

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社 (58.02%)	富国生命保険相互会社 (18.58%)	第一生命保険相互会社 (9.58%)
（事務幹事会社）	アクサ生命保険株式会社 (1.00%)	三井生命保険株式会社 (6.82%)
住友生命保険相互会社 (6.00%)		

※上記の委託保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を負います。

また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(上記記載の委託保険会社および委託割合は平成18年1月現在のものです。) なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が上記の委託割合と異なることがあります。

事務委託会社 日本システム収納株式会社

●ご加入にあたっての重要事項

- ※委託保険会社各社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定期率を変更することができます。
- ※委託保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険料積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。
- ※委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険料積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

●個人情報に関するお知らせ

- 本会議所は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。
- 委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の受け付け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。
- 事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。
- なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

この制度についてのお問い合わせは

担当会社・推進員名

浜松商工会議所 会員共済課

〒432-8501 浜松市東伊場2-7-1 TEL452-1113 FAX459-3535
【URL】<http://www.hamamatsu-cci.or.jp/kyosai/>
【E-mail】kaiin@hamamatsu-cci.or.jp